

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊前市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

福岡県豊前市長

## 公表日

令和7年2月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>豊前市における国民年金に関する事務は、国民年金法、同法施行令及び同法施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則、年金生活者支援給付金法に定めるところによるほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」及び「特別障害給付金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> <p>②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届及び所得状況届(障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p> <p>③保険料に関する事務 1 申請書・届書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料の免除理由消滅の届書 9 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 10 保険料学生納付特例の申請 11 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 12 納付特例不該当の届出 13 届書の送付又は再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもののほか、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、年金受給者情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の46、116、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊前市総務課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊前市市民課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和6年12月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年12月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]委託しない</span>	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)</span>	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。
<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <span style="float:right">[ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定している。また、職員の異動の際には新規設定・登録削除を徹底しているため、権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 担当部署	市民健康課長 向野 隆裕	市民課長 西村 礼子	事後	
平成27年4月10日	8. 問い合わせ先	市民健康課	市民課	事後	
平成29年3月31日	評価書名	国民年金法に関する事務 基礎項目評価書	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	豊前市は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	豊前市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成29年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民年金法に関する事務	国民年金に関する事務	事前	
平成29年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法廷受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務	豊前市における国民年金に関する事務は、国民年金法、同法施行令及び同法施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則、年金生活者支援給付金法に定めるところによるほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」及び「特別障害給付金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届及び所得状況届(障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1 申請書・届書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当	事前	
平成29年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番31	番号法第9条第1項 別表第一の項番31、項番83、項番95 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	事前	
平成29年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事前	
平成31年4月25日	5. 担当部署	市民課長 西村 礼子	市民課長	事後	
平成31年4月25日	しいき値判断項目基準年月日	平成29年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和7年2月6日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番31、項番83、項番95 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	番号法 第9条第1項 別表の46、116、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月6日	II しいき値判断項目基準年月日	平成31年4月1日時点	令和6年12月31日時点	事後	
令和7年2月6日	IV-6. 情報提供ネットワークとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	
令和7年2月6日	IV-8. 人手を介在させる作業	—	2) 十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガラインの留意事項等を遵守している。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年2月6日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である 国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定している。また、職員の異動の際には新規設定・登録削除を徹底しているため、権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加